

### 1. 政策及び目標等

<b>政 策</b>	金融行政の透明性・予測可能性の向上
<b>達成すべき目標</b>	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること
<b>目標設定の考え方及びその根拠</b>	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完するため、透明性・予測可能性の高い信頼される金融行政が必要である。
<b>測定指標</b>	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況

### 2. 17年度重点施策等

<b>17年度 重点施策</b>	<p>検査マニュアル・監督指針等の公表等</p> <p>検査プロセスの透明性・予測可能性向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施</p> <p>海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供</p> <p>検査結果のフィードバック体制の充実</p> <p>ノーアクションレター制度の活用促進</p> <p>破綻事例等の検討</p> <p>財務局も活用した政策広報の充実</p>
<b>参考指標</b>	<p>パブリック・コメントの実施状況</p> <p>公表状況</p> <p>検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニターの実施状況等）</p> <p>海外監督当局との意見及び情報交換の状況</p> <p>行政処分についての英訳文の公表</p> <p>意見交換会における留意事項のフィードバック状況、指摘事例集の公表状況</p> <p>ノーアクションレター制度の改善に関する検討・実施状況</p> <p>回答状況（回答実績）</p> <p>破綻事例等の検討状況</p> <p>金融行政アドバイザリーの活動状況、財務局との連携状況</p>

### 3. 政策の内容

「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性の向上が必要となることから、検査マニュアル、監

督指針等の策定・改訂の際の公表、「金融検査に関する基本指針」に基づく検査の実施、法令適用事前確認手続き（以下、ノーアクションレター制度）等に基づく照会への迅速・的確な対応、政府広報の充実等の諸施策を実施していくこととしています。

#### **4.平成17事務年度における事務運営についての評価**

金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況

##### (1) 検査マニュアル・監督指針等の公表等

監督指針等の策定・改正についての内容の速やかな公表、「行政処分事例集」の作成・公表、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」の策定・公表、監督指針等における監督上の着眼点や審査基準・処分基準の公表、業務委託先の検査についての基本的な手続等に関する考え方の策定・公表などの諸施策は、金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上に向けて一定の成果があったものと考えています。

##### (2) 検査プロセスの透明性・予測可能性の向上の観点から、「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施

金融検査に関する基本指針の運用状況は、検査モニターの結果、双方向の議論について一部問題がみられるものの、検査の執行状況・検査手法の全般等について、全体として「満足」「概ね満足」との回答を頂いていることから、基本指針の着実な運用による、検査プロセスの透明性・予測可能性の向上に向けて、一定の成果があったと考えています。

##### (3) 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供

海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供により、海外監督当局との連携の強化が図られ、国外の報道機関に対しても適切な情報提供が行われたものと考えています。

##### (4) 検査結果のフィードバック体制の充実

金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に寄与したものと考えています。

##### (5) ノーアクションレター制度の活用促進

「細則」の改正は、ノーアクションレター制度において、「回答を行わない事案」として列挙しているものの一部廃止であり、同制度の活用促進、ひいては金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

##### (6) 破綻事例等の検討

1990年代以降の金融機関（銀行、証券会社、保険会社）の破綻事例を基に、第三者に委託して金融機関のビジネスモデルやリスク管理、経営管理等と破綻の関係を検証しており、金融行政にとっても金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化を促進する上で示唆に富むものと考えられます。

#### （7）財務局も活用した政策広報の充実

各地域で国民の皆様と直接接する財務広報相談官と意見交換を行ったこと、また、金融行政アドバイザーから直接、多くの意見を頂いたことは、今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善の為に貴重な材料として役立ちました。

以上のような重点施策の実施によって、金融行政の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

### **5. 今後の課題**

上記のような検査マニュアル・監督指針等の公表やノーアクションレター制度の活用促進等を通じて、今後も一層金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上を推進していく必要があると考えています。

また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備等により予測可能性の向上を図ることによって、法令違反行為等の再発防止に努める必要があります。

### **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。